

港区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

本案は、固定資産税評価額の改定を踏まえ、道路占用料、公園占用料及び上下水道施設上部利用公園占用料を改定するものです。

【条例改正の背景】

令和6年1月1日付けで固定資産税評価額が改定され、港区の固定資産税評価額の総地目平均は、令和3年から約6.5パーセントの上昇となりました。道路占用料等の額は、固定資産税評価額を算定基礎としており、改定された固定資産税評価額をもとに算定した新たな占用料を徴収するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

港区の固定資産税評価額の改定を踏まえ、道路占用料、公園占用料及び上下水道施設上部利用公園占用料をそれぞれ引き上げます。

【施行期日】

令和7年4月1日

【改正する条例一覧】

1	港区道路占用料等徴収条例
2	港区立公園条例
3	港区立上下水道施設上部利用公園条例